

確定申告が始まります

- ④ 営業所得などがある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費などの明細書
- ※内容によっては、税務署で申告していただく場合があります。
- ⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険などの控除証明書
- ⑥ 医療費控除に係る医療費（薬代含む）などの医療費控除の明細書および生命保険や高額医療費などで補てんされた金額のわかるもの
- ⑦ セルフメディケーション税制にかかる医薬品などのセルフメディケーション税制の明細書および健康（検）診などの結果通知表や領収書
- ※⑥と⑦は重複して選択することはできません。
- ⑧ 社会保険料（国民年金保険料などの控除証明書、各種健康保険料（税）・介護保険料など）の領収書など
- ⑨ 寄附金控除にかかる、寄附先からの受領証および特定公益法人に対する寄附についての証明書など
- ⑩ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など
- ⑪ 国外に居住する親族の扶養控除などの書類
- ⑫ 所得税の還付申告の場合は振込先口座（本人名義）のわかるもの

（次ページにつづく）

令和2年分確定申告
令和3年度分住民税申告

確定申告が始まります

◆ 問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111（内線3201～3203）

所得・消費税などの確定申告

「確定申告書」は自分で作成し、名寄税務署窓口を持参、または郵送でお早めに提出ください。
また、便利なe-Taxは国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で「自宅のパソコン」などから申告書を作成することができ、マイナンバーカードを利用して、e-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。ぜひご利用ください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

・会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。
・入場整理券は各会場当日配布しますが、LINEを通じたオンライン

Final Tax Return

ン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は、国税庁ホームページをご覧ください。
・入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。
※2月16日（火）掲載開始予定

確定申告指導・申告書の受付期間
■ 所得税 2月16日（火）～3月15日（月）
■ 贈与税 2月1日（月）～3月15日（月）
■ 消費税等 3月31日（水）まで
申告会場・時間
名寄税務署会議室（2階）
9時～16時（土・日・祝日を除く）
☎01654②2157

所得税の確定申告が必要な方

① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方
※ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要です。また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。

住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内はがき」で相談日をご案内します。で「案内はがき」と関係書類を持参してください。「案内はがき」が送付されなかった方でも申告の必要がある方は来庁ください。

申告受付期間

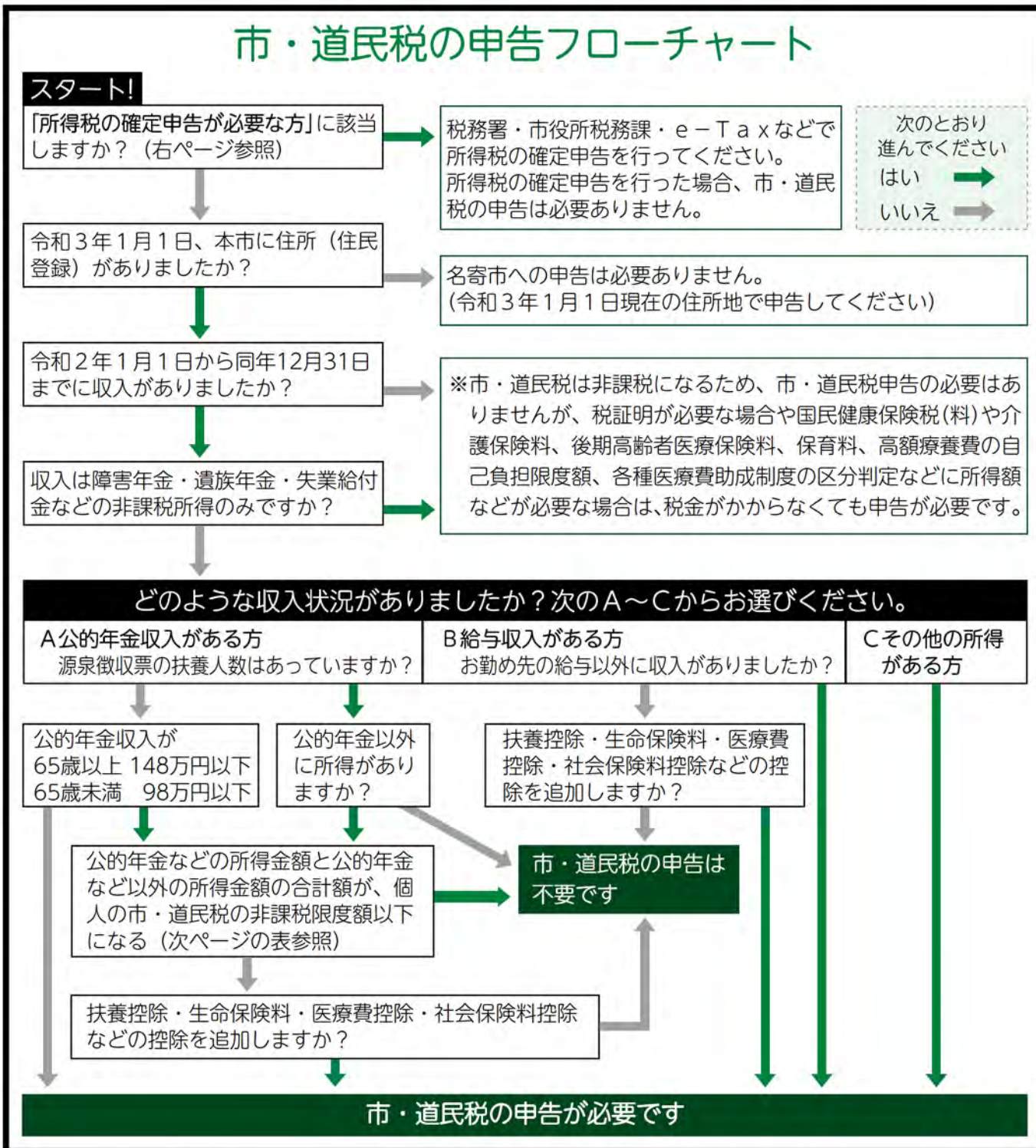
2月16日（火）～3月15日（月）
※ 申告の受け付けは土日祝日を除く
申告場所
■ 税務課市民税係（名寄庁舎4階大会議室）
■ 地域住民課総務・税務係（風連庁舎1階）

マイナンバーの記載と確認が必要です
申告書に個人番号（マイナンバー）の記載および番号確認、身元確認が必要となります。
また、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除（16歳未満の扶養含む）、専従者がある場合は、それぞれの個人番号（マイナンバー）の記載も必要となります。
※ マイナンバー法規則改正に伴う要件をみたした方（個人事業者で開業届出書、確定申告書などを提出の際に番号法上の本人確認が行われている方）は、身元確認のみとなりました。

申告に必要なもの

- ① 案内はがき、印鑑
- ② 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票）、身元確認書類（運転免許証など顔写真入りものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点）
※ マイナンバーカードは身元確認もできません
- ※ 通知カードは記載事項に変更がない場合、変更手続きが正しく行われている場合のみ有効
- ③ 給与・年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金などの支払調書

市・道民税の申告フローチャート



※⑤生命保険、地震保険と⑨寄附金については電磁的記録印刷書面（保険会社などまたは寄附先から電磁的方法により交付を受けた控除証明書、または領収書に記載すべき事項が記録された電子データを印刷した書面）による提出が可能になりました。

個 人市・道民税の非課税限度額



本人と扶養親族等の合計人数 (※1)	65歳以上の方 (昭和31年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和31年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	38万円	148万円	38万円	98万円
2人	83万円	193万円	83万円	147万3,334円
3人	111万円	221万円	111万円	184万6,667円
4人	139万円	249万円	139万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

住民税の決定について

今回の申告により令和3年度住民税額が決定するのは給与と特別徴収の方（住民税を給与天引きされる方）が5月10日頃、それ以外の方（住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方）は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

個 人住民税の税制改正

令和3年度から適用される主な変更点について

給与所得控除・公的年金等控除の変更

給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げとなり、控除上限額なども変更となりました。これに伴い、所得控除などや非課税措置に係る所得要件なども変更となりました。

基礎控除の変更

控除額が10万円引き上げとなりました。ただし、前年の合計所得金額が2400万円を超える方は、合計所得金額に応じて控除額が変わり、前年の合計所得金額が2500万円を超える方は、基礎控除が適用できなくなりました。

ひとり親控除の創設・寡婦控除の見直し

婚姻歴や性別にかかわらず一定の要件を満たす場合、ひとり親控除が適用されることとなりました。扶養親族を有する寡婦の要件に所得制限などが加えられ、寡婦控除の特別加算および寡夫控除が廃止となりました。

所得金額調整控除の創設

給与などの収入金額が850万円を超える方で一定の要件を満たす場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されることとなりました。

所得税・住民税の控除

対象者は認定書または確認書を持参のうえ申告を

次の対象者またはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。

① 65歳以上で要介護認定を受けている方

② 65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

※認定書を発行するには時間を要します。事前に申請してください。

※昨年以前に認定書を発行し、要介護認定区分に変更がない場合は、そのまま使用できます。

おむつ使用確認書（医療費控除対象）

要介護認定を受け、次の①～③の全てに該当する方に発行します。

- ① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ② おむつを使用した当該年、または前年に作成した主治医意見書がある方
- ③ 主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

※前年の「おむつ使用証明書」の写し、または、それ以前よりおむつ代の医療費控除を受けていることが確認できる書類の写しが必要です。

※おむつ代の医療費控除を受けることが1年目の方は、医師の証明である「おむつ使用証明書」(有料)が必要です。



申請窓口

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

問い合わせ

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
01654③2111
01654③234③236
(内線3234)